

赤磐市立東学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施説明書

赤磐市立東学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目的

赤磐市立東学校給食センターにおける調理業務、食器等配送業務及び食器洗浄等関連業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により最も適した者を受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

赤磐市立東学校給食センター調理等業務委託

(2) 業務内容

別紙「赤磐市立東学校給食センター調理等業務委託仕様書」のとおり

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 提案上限額

317,500,000円（3年間分）（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。（法人として判断する）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 過去3年以内に、学校給食業務又は大量調理施設業務において食品衛生法の営業停止等の処分を受けていない者であること。

(4) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でない

こと。

(7) 国税及び地方税を完納している者であること。

(8) 過去6年間で1施設1日2,800食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。

(9) 赤磐市教育委員会との連絡・調整がすみやかに行えるよう、本件委託事業の参加申込時ににおいて、岡山県内又は隣接県に本社、支社若しくは事務所のいずれかを有していること。

(10) 受託業務の遂行が困難となった場合の代行保証の体制を有する者であること。

4. 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備 考
①	提案参加申込書	1 部	様式第 1 号
②	会社の事業概要がわかる会社案内等の資料	1 部	任意様式 ※会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可
③	業務実績	1 部	任意様式 ※過去6年間に受託した本業務と類似した実績を記載すること。1施設1日2,800食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。既存資料での代替可
④	法人登記簿謄本	1 部	法務局で発行する法人登記簿謄本又は「履歴事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」でも可能とする。提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可
⑤	決算書又は財務諸表	1 部	直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）。写し可
⑥	委任状	1 部	任意様式※支店等を代理人とする場合
⑦	使用印鑑届出書	1 部	様式第 1 2 号
⑧	印鑑証明書	1 部	法人代表者印 提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可

⑨	未納がないことを証明する書類	1 部	直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岡山県が賦課するすべての税目）、市区町村税（契約権限のある事務所が所在する市町村が賦課するすべての税目）の納税証明書等を提出すること。 写し可。代表者が赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目についても納税証明書等を提出すること。
⑩	誓約書	1 部	様式第 1 3 号

※任意様式はA 4 判で作成すること。

※参加申込書類④～⑩の書類については、令和 7 年度赤磐市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者は省略することができる。

（2）提出期間 令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）まで

（3）提出方法 提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも 9 時から 1 7 時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成 1 7 年赤磐市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。また、郵送の場合は、令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）1 7 時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

（4）提出場所 〒709-0835

岡山県赤磐市西中220番地1

赤磐市立中央学校給食センター

電話 086-955-9501 FAX 086-955-9506

（5）参加資格審査結果通知

①参加資格審査結果の通知は、令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）までに電子メールにて通知するとともに書面にて通知する。

②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から 3 日（市の休日を除く。）以内に、書面により参加資格不適合理由の説明を求めることができる。

③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して 5 日以内（市の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

5. 現地説明会

（1）受付期間 令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）1 7 時まで。

（2）受付方法 任意様式にて令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）1 7 時までに電子メールまたはファクシミリにて赤磐市立中央学校給食センターへ提出すること。

電子メールアドレス chuo-kyu@city.akaiwa.lg.jp

（3）日 時 令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）1 5 時 3 0 分から

- (4) 注意事項 参加人数は2名以内とする。
各自、白衣・調理場用靴等一式を準備すること。
直近の検便検査結果を持参すること。

6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年11月10日（月）から令和7年11月18日（火）17時まで。
(2) 受付方法 質問のある提案参加者は、質問内容を質問書・回答書（様式第2号）に記入の上、令和7年11月18日（火）17時までに電子メールにて赤磐市立中央学校給食センター下記メールアドレス宛てに提出すること。
※電子メールの件名の先頭に「東給食センタープロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。
※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。
(3) 回答 公平性を保つため、令和7年11月21日（金）までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。
なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。
(4) 提出先 赤磐市立中央学校給食センター
chuo-kyu@city.akaiwa.lg.jp

7. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第14号）を令和7年12月18日（木）17時までに提出すること。
なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送すること。
なお、持参の場合は、各日とも午前9時から17時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和7年12月18日（木）17時必着とし、簡易書留に限る。
なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
(2) 提出場所 〒709-0835
岡山県赤磐市西中220番地1
赤磐市立中央学校給食センター
電話 086-955-9501 FAX 086-955-9506

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	提出届	1部	様式第3号
業務実施体制各種調書及び企画提案書等			
②	会社概要	12部	様式第6号

③	業務従事者の概要	1 2 部	様式第 7 号
④	業務実績調書	1 2 部	様式第 8 号
⑤	業務担当者調書	1 2 部	様式第 9 号
⑥	業務責任者の経歴及び実績等調書	1 2 部	様式第 1 0 号
⑦	業務開始までの工程表	1 2 部	様式第 1 1 号
⑧	企画提案書	1 2 部	任意様式（両面印刷 30 枚以内）
⑨	参考見積書	1 2 部	任意様式 見積金額については、「2. 業務の概要（4） 提案上限額」に示した金額を超えてはならない。委託期間 3 年間の総額で記載し、消費税及び地方消費税を含んだ金額、費用の内訳明細も添付すること

（2）提出期間 令和 7 年 1 2 月 2 日（火）から令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）まで

（3）提出方法 提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも 9 時から 1 7 時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和 7 年 1 2 月 1 7 日（木）1 7 時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

（4）提出場所 〒709-0835

岡山県赤磐市西中220番地1

赤磐市立中央学校給食センター

電話 086-955-9501 FAX 086-955-9506

（5）その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

9. 企画提案書の内容

（1）会社概要及び給食業務委託の実績

ア 会社概要について（特色、セールスポイント等）

イ 学校給食調理業務受託実績

※公告日時点で履行している代表的なものを最大 9 件まで記載し、契約書の写し又は発注書の証明等を必ず添付すること。

併せて、代行保証の体制を有することを証明する書類を必ず添付すること。

（2）安全・衛生管理体制

ア 社内の管理体制及びマニュアルの整備について

イ 従事者の健康管理及び感染症罹患時の対応について

ウ 異物混入等のインシデント防止対策と発生時の対応について

（3）業務実施体制

ア 従事者の確保及び配置に対する考え方について

- イ 人員の配置構成について
- ウ 各業務部門の1日のタイムスケジュールについて
- エ 本部スタッフの運営支援体制
- (4) 教育研修体制
 - ア 従事者の教育研修に対する基本的な考え方について
 - イ 教育研修体系、研修内容及び研修方法等について
 - ウ 業務マニュアルの整備について
- (5) 危機管理体制
 - ア 食中毒や災害時の対応について
 - イ 非常時における給食確保について
- (6) 稼働準備体制
 - ア 業務開始に向けた人員体制及び準備スケジュールについて
- (7) 給食サービスの向上
 - ア 給食に対する満足度及び喫食率を高めるための対応について
 - イ アレルギー対応に対する考え方について（現在、除去食対応を基本としている）
 - ウ 給食へのクレーム対応について
- (8) 給食材料の取扱い
 - ア 品質管理方法等
 - イ 食の安全への取り組みについて
- (9) その他仕様書以外の発展的な提案

10. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和7年12月24日（水）

※ 時間など詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所 赤磐市役所3階第1会議室

(3) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- イ プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて5名以内で行うものとする。
- ウ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。
- エ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

オ プレゼンテーションの時間は40分程度とする。（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度、準備、片付けの時間は各5分以内）

カ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。スクリーンは市で準備する。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

（４）審査基準等

以下の基準に基づき、審査を行う。

評価項目		得点
①	会社概要及び給食業務委託の実績	20／200点
②	安全・衛生管理体制	20／200点
③	業務実施体制	20／200点
④	教育研修体制	20／200点
⑤	危機管理体制	20／200点
⑥	稼働準備体制	10／200点
⑦	給食サービスの向上	30／200点
⑧	給食材料の取扱い	10／200点
⑨	その他仕様書以外の発展的な提案	30／200点
⑩	見積価格の評価	20／200点

価格点については、配点（20点）に無効以外の最安提案価格の当該提案価格に対する割合を乗じ小数点以下は四捨五入して算出する。

$$\text{価格点} = (\text{最安提案価格} / \text{提案価格}) \times 20 \text{点}$$

審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。

（５）審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

1 1．失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- （１）参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （２）企画提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- （３）提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- （４）見積額が提案上限額を超えている場合
- （５）プレゼンテーションに参加しなかった場合
- （６）審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

1 2．契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、赤磐市立東学校給食センター調理等委託業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

13. その他

(1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。

(2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。

(3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。

(4) 提案については、1事業者につき1提案とする。

(5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 提出書類は返却しない。

(7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。

(8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。

(9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。

(10) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。

(11) 採点表及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。

(12) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

14. 担当部署（問い合わせ先）

赤磐市立中央学校給食センター 担当：森本一也

〒709-0835

岡山県赤磐市西中 2 2 0 番地 1

電話 086-955-9501 FAX 086-955-9506

E-mail : chuo-kyu@city.akaiwa.lg.jp